

令和 5 年 5 月 21 日現在

機関番号：32644

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2022

課題番号：16K03374

研究課題名(和文) 途切れのない児童虐待対応策の検討 特に、刑事規制強化の観点から

研究課題名(英文) Consideration of seamless child abuse countermeasures - from the perspective of strengthening criminal response

研究代表者

柑本 美和 (KOJIMOTO, MIWA)

東海大学・法学部・教授

研究者番号：30365689

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：途切れのない児童保護の実現にとって、どのような刑事的対応が効果的であるのかについて、以下の結論が得られた。虐待・虐待死発見制度の改善については、極めて公衆衛生目的が強いICDRの実施に当たって、制度を主導する厚生労働省は、自身が主管する法律である「死体解剖保存法」を見直し整備し、これまで地方自治体に任せていた監察医制度を、国主導のものとして再生すべきである。刑事司法制度への加害者の行動変容プログラムの効果的導入のあり方については、条件付き起訴猶予制度のような起訴前の制度を構築することで、虐待者を広く対象とすることができる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

増え続ける虐待の通告件数を前に、わが国では、児童保護に関する児相相談所の広範な裁量権に対して、刑事司法関与の必要性が強く求められ、虐待の発見、被虐待児の保護、虐待者への処罰に、刑事司法が積極的な役割を果たすべきことを期待されている。特に、同じ家庭内で虐待が繰り返されないようにするために、虐待・虐待死を見逃さず、広く加害者の行動変容に向けて働きかける制度の構築は喫緊の課題であり、本研究成果はそれを実現可能にすると思われる。

研究成果の概要(英文)：The following conclusions were obtained regarding what kind of criminal response is effective for realizing seamless child protection.(1)Regarding the improvement of the abuse and abuse death detection system, in implementing the CDR, the Ministry of Health, Labor and Welfare should review and improve the Autopsy Preservation Law. The medical examiner system, which has been entrusted to local governments, should be revived as one led by the national government.(2) Regarding the effective introduction of behavioral change programs for perpetrators into the criminal justice system, conditional prosecution deferrals should be established.

研究分野：刑事法

キーワード：児童虐待 虐待加害者 虐待死

1. 研究開始当初の背景

2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法という）が議員立法によって成立し、その後数次の改正が行われ、親権停止の規定なども設けられたが、日本の児童虐待対策は、「児童福祉法」に基づき行政主体で行われる児童保護体制の基本的仕組みに変更は加えられていない。しかし、国民の児童虐待に対する意識の高まりを受けたこともあり、2014年度に全国の児童相談所（以下、児相という）が対応した児童虐待の件数は、前年度比20.4%増で、過去最高の88,931件に上った。そして、通告件数の増加に伴い、2015年上半期の警察による児相への通告件数は前年同期に比べ34%増加し、摘発した保護者数も過去最高の378名を記録していた。児童の保護は何よりも重要ではあるが、同時に、加害者である保護者への対応をどう図るかも喫緊の課題となっていることは明らかであった。さらに、2014年度の通告件数の急増は、DVを子どもの前で行う「面前DV」の通告件数の増加（前年比45%増）を一因としているが、児童虐待はDVと交錯する問題であり、児童虐待の加害者対応に関しては、児童虐待の加害者のみならず、DV加害者への対応も不可欠であることをより一層明らかにした。

増え続ける虐待の通告件数を前に、わが国では、児童保護の重要性と共に、刑事司法関与の必要性が強く求められ、児童の保護のためには、より一層、刑事司法機関が積極的に関与すべきであるとの主張が見られるようになってきた。確かに、子どもを保護することは児童虐待対応の第1歩に過ぎない。子どもの安全が確保されても、加害者である保護者への働きかけがなければ、子どもの生命・身体は危険にさらされ続け、家庭再統合は不可能である。そして、刑事司法手続き内で、どう加害者の立ち直りを支援すべきなのか、適切な刑事的介入とは何かを考えることが改めて問われていた。

2. 研究の目的

本研究は、わが国における児童虐待対応に関する諸問題の中から、特に、①虐待・虐待死発見制度の改善、②刑事司法制度への加害者の行動変容プログラムの効果的導入のあり方の2つの刑事政策的課題をとり上げ、途切れない児童保護の実現にとって、どのような刑事的対応が効果的であるのかを検討することを目的とした。

3. 研究の方法

日本法の課題を洗い出し、比較法的手法により、問題点克服のために導入可能な制度の検討を行った。

虐待・虐待死発見制度の改善については、アメリカ、イギリス（イングランドのみ）を対象とし、それぞれのChild Death Review制度（以下、CDRという）について、文献調査を通じ、制度の概要を把握し、意義・課題等を検討した。

刑事司法制度への加害者の行動変容プログラムの導入について、本研究では、アメリカと韓国を参考に、制度の概要、その運用などについて、文献調査を行った。さらに、国内の刑事司法関係者へのインタビューを行い、わが国の現状の把握に努めた。

なお、残念ながら、コロナ禍のため、訪問調査を行うことはできず、日本国内での研究にとどまった。

4. 研究成果

(1) 虐待・虐待死発見制度の改善

英米にはコローナ制度、Medical Examiner（以下、MEという）制度が存在し、CDRは死因究明制度によっても見逃された虐待死を発見し、あるいは見逃されないようするためのセーフティネットとも言える。すなわち、CDRの土台には、コローナ制度、ME制度があり、それは、CDR先進国と言われるカナダ、オーストラリア、ニュージーランドについても同様である。逆に言えば、専門家によるチェック、解剖なくして、CDRは成り立たないと言っても過言ではない。例えば、ミズーリ州では、生後1週間から1歳までの子どもが突然説明できない死に方をした場合（sudden unexplained death）、全件解剖することが義務付けられている（Mo. Code Regs. tit. 19 § 40-3.010）。

警察による司法解剖、新法解剖の実施率が低いことは既に指摘されてきたが、これからわが国に導入される可能性のあるCDR制度は、「虐待死の防止に資する」ことも目的とする制度であり、極めて公衆衛生目的が強い。だとするならば、制度を主導する厚生労働省は、自身が主管する法律である「死体解剖保存法」を見直し整備し、これまで地方自治体に任せていた監察医制度を、国主導のものとして再生すべきである。真に「チャイルド・デス・レビュー制度」の導入を検討するのであれば、あわせて監察医制度の国家主導の再建を検討することは必須である。

死因不明の場合に、できる限り、解剖を実施し、正確な死因を究明することは刑事司法の観点からも重要になってくる。書類や関係者のヒアリングの結果などを踏まえ、いくら「虐待の可能性が高い」とされても、犯罪とされるためには「合理的な疑いを超える程度に」虐

待の存在が証明される必要があり、解剖結果などの証拠の存在が必須となる。虐待者が自白することは殆ど考えられない以上、立件するためには、少なくとも虐待死が疑わしいケースについて解剖は必須と言え、そのための制度整備が必要となろう。

(2) 刑事司法制度への加害者の行動変容プログラムの導入

わが国では、矯正施設においても、保護観察においても、児童虐待を行う保護者に対して、児童虐待に特化した行動変容プログラムが実施されているわけではない。既存のプログラムの一部を、虐待やDVに関するコマに変更して実施しているのが現状である。

さらにそれ以前の問題として、傷害事件として検察官送致された殆どの事件が、指導を義務付ける余地のある執行猶予付有罪判決や実刑判決に結びつくわけではない。暴行となればなおさらである。このような現状を踏まえれば、送検された保護者を処分保留で釈放し、児童相談所による指導受講等を条件に今後の処分を検討するという、検察庁による事実上の受講命令は、従来であれば、児童保護手続でも、刑事手続においても何らの働きかけも行われてこなかった保護者をも教育等に結びつけることのできる方策として、極めて意義のあるものと考えられる。但し、その運用が恣意的なものとならないための法的措置が必要となろう。

なお、児童虐待を行う保護者が抱える問題は、未熟な子育て能力にとどまるものではない。最近、特に指摘されるようになってきているのが、保護者のメンタルヘルスの問題である。わが国でも、保護者が精神疾患を抱えている場合の支援の困難さが数多く指摘されている。メンタルヘルスの問題を抱えた虐待者は、通常、措置入院の要件には該当せず、家族等の同意が得られず医療保護入院もできずというように、入院制度の狭間に追いやられている。さらに、通院・服薬の必要がある程度に留まっても、本人に病識がない場合には、家族の積極的な介入がなければ精神科医療へアクセスすることすらできない。しかし、虐待する保護者の家族もメンタルヘルスの問題を抱えていることが多く、家族からの支援は期待できないことが多いし、家族は本人から恨まれることを恐れて介入ができずにいる場合もある。このような保護者に対して、児童相談所は全く無力である。現在、精神保健福祉法における医療保護入院制度、措置入院制度等非自発的入院制度の改革が議論されているが、このようなメンタルヘルスの問題を抱えた虐待を行う保護者の精神科医療へのアクセスのあり方についても検討する必要があると思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 柑本美和	4. 巻 55巻2号
2. 論文標題 児童虐待と刑事政策	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 5-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 柑本美和
2. 発表標題 児童相談所と警察の連携－諸外国の取り組みから
3. 学会等名 養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築 成果報告シンポジウム
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 柑本美和
2. 発表標題 「我が国の児童虐待防止法制におけるチャイルド・デス・レビュー」～比較法的視点から
3. 学会等名 第23回日本子ども虐待防止学会学術集会ちば大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 柑本美和
2. 発表標題 刑事政策の課題としての児童虐待
3. 学会等名 刑法学会仙台部会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 磯谷 文明、町野 朔、水野 紀子、岩瀬 徹、久保野 恵美子、柑本 美和、浜田 真樹、藤田 香織	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 758
3. 書名 実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------